

みんなで進める犯罪のない 安全で安心なまちづくり

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

平成21年4月1日施行



市民の
自主・自立性
の尊重

地域の
特性・実情
への対応

防災・
交通安全の
分野などとの
連携

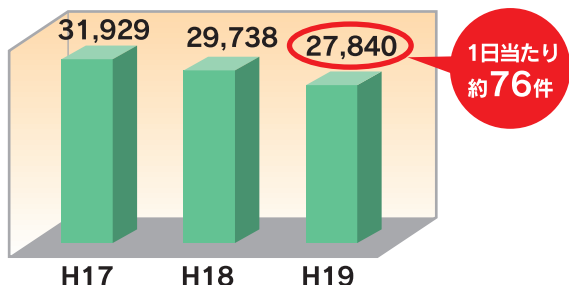
個人の
プライバシー
への配慮

お互いが
支え合う
暮らしやすい
まちの実現

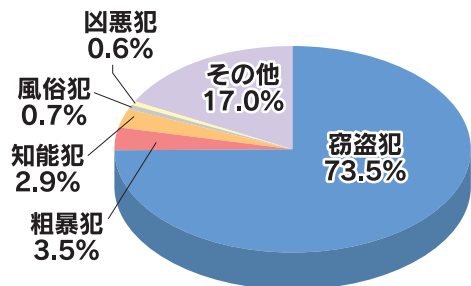
札幌市

犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例ができた背景は？

一般刑法犯認知件数

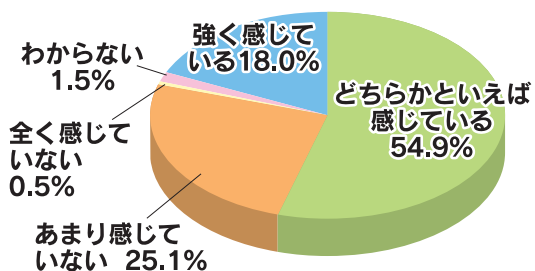


罪種別割合

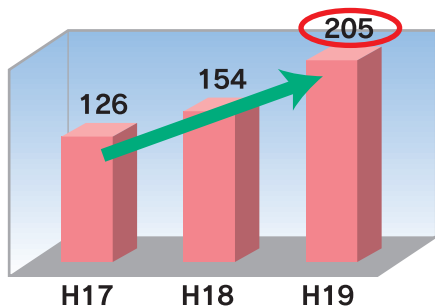


※小数点第2位を四捨五入

日常生活の中で犯罪に遭う不安を感じていますか



地域防犯活動団体数

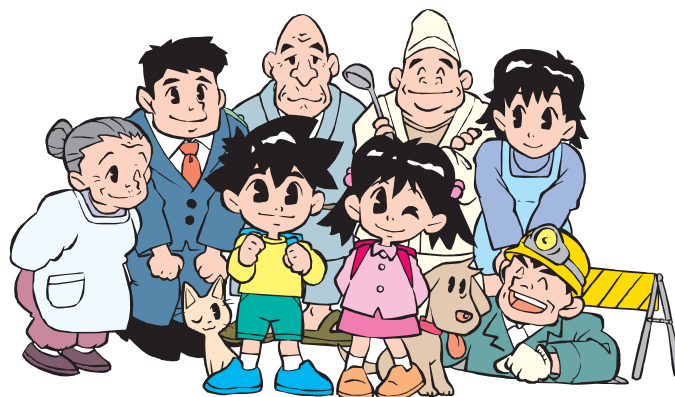


平成13年以降、札幌市内の一般刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。平成19年で未だに27,840件、1日当たりに換算すると、約76件もの犯罪が発生しています。そして、その大部分を占めているのが、日常生活で誰もが被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗犯や、振り込め詐欺といった身近な犯罪です。

そして、約73%の市民が、空き巣等の住宅を狙った犯罪、子どもが被害者として巻き込まれる犯罪、悪質商法や詐欺など、身近な犯罪に遭うかもしれないという不安を抱えています。

現在、札幌市内の地域防犯活動団体数は、急速に増加しており、「地域の安全は地域で守る」という市民の意識が大きく広がっています。

しかし一方で、他の地域防犯活動団体との連携が難しい、活動に対する地域の理解・協力や活動に必要な情報が不足している、といったさまざまな悩みや課題を抱えています。



札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例とは？

「市民や事業者、札幌市が一体となって、安全に安心して暮らせるまちを実現していく」ためのルールとして制定したものです。(第1条)

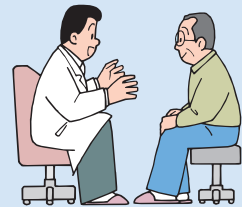
犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするまちづくりの推進

札幌市内で現在、数多く行われている子どもの見守りやパトロールといった取組についての心がまえを、市民みんなで共有し、こうした取組みをより効果的に進めることで、犯罪被害に遭う市民を一人でも、少なくしていきます。



犯罪被害に遭った人の権利利益の保護を図る支援の実施

安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪の未然防止だけではなく、不幸にして犯罪被害に遭った人が再び平穏な生活を営めるように、札幌市が必要な支援を実施し、このような方の権利利益の保護を図っていきます。



「犯罪のない安全で安心なまちづくり」ってなに？(第2条)

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、ソフトとハードの両面から「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を進めることです。

ソフト面の取組

- こどもの見守りを充実させる
- 地域パトロールを充実させる
- 家や車の施錠をしっかり行う
- 防犯ブザーを携帯する

例

え

ば

ハード面の取組

- 樹木のせん定などで見通しを確保する
- 犯罪を誘発する危険のある暗がり解消する
- 家の玄関や窓に補助錠をつける

「犯罪を誘発する機会」とは？

周囲に人が少ない時間帯や見通しの悪い環境など、犯罪が遂行される可能性が高い状況のことで、このような状況を改善していくことが犯罪被害を未然に防ぐことにつながるといわれています。



みんなで安全で安心なまちづくりを進めていくために（第3～6条）

市民・事業者・札幌市がそれぞれの役割を認識して、5つの理念にもとづき、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

三者の連携・協力



市民の自主・自立性の尊重

地域の特性・実情への対応

防災・交通安全の分野などとの連携

個人のプライバシーへの配慮

お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現

事業者

- 事業活動における安全を確保する。
- 地域で安全で安心なまちづくりの支援に努める。

- 安全で安心なまちづくりの理解を深める。
- 自らの安全確保に努める。
- 地域で安全で安心なまちづくりを行うように努める。

市民



札幌市



- 関係機関との連携を図る。
- 安全で安心なまちづくりの基本的かつ総合的な施策を行う。

札幌市はどんなことをするの？(第8条～12条)

広報及び啓発

犯罪の傾向やその対策などを広く市民に広報することで、注意喚起や安全で安心なまちづくりについての理解促進を図っていきます。

市民の取組への支援

市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るために、「情報の提供」、「人材の育成」、「活動の場の支援」、「財政的支援」などを行っていきます。

公共施設の整備等

見通しの悪い場所や暗い場所の改善などの犯罪の防止に配慮した公共施設の整備や管理を行っていきます。

連携体制の整備

安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に進めるために、市民や札幌市等が連携する体制として、協議会などを設置していきます。

犯罪被害者等への支援

不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、「犯罪被害者等基本法」に基づき、その権利利益の保護が図られるように支援を行っていきます。

安全で安心なまちづくりを着実に進めていくために(第7・13条)

「審議会」を設置します

専門的・全体的な視点から、広く安全で安心なまちづくりの推進等に関して、協議を行い、条例を実効性のあるものとしていくために設置するものです。

- 市長の諮問機関
- 学識者、公募市民など15人以内の委員で構成

基本計画に盛り込む施策などに関する提言

施策・事業の実施状況の検証・評価

- 現状と課題の整理
- 具体的施策・事業の体系化など

「基本計画」を作ります

札幌市の役割にある「基本的かつ総合的な施策」を計画的に実施し、安全で安心なまちづくり等の実効性を確保するために作るものです。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例の構成

第1条 目的

安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与

第2条
定義

第3条

基本理念

第4条

市民の役割

第5条

事業者の役割

第6条

市の役割

第7条

基本計画の策定

第8条

広報及び啓発

第9条

市民の取組への支援

第10条

公共施設の整備等

第11条

連携体制の整備

第12条

犯罪被害者等への支援

第13条

犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

第14条

委任

札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課

住所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎13階

TEL (011)211-2252 FAX (011)218-5156

E-mail:kusei@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan>

